

会社設立登記の概要（株式会社）

1 基本事項の決定

- ・ 発起人（出資者）の決定
- ・ 商号（会社名）の決定 類似商号（同住所でなければ可）、有名企業
- ・ 目的の決定 許認可を確認（実際に営業を始めるとき）
- ・ 本店所在地の決定 書面が届くところ
- ・ 事業年度の決定
- ・ 役員決定 取締役会設置会社
- ・ 資本金額の決定 引受先の決定

2 必要書類

- ・ 発起人全員の印鑑証明（公証役場用）
- ・ 取締役全員の印鑑証明（法務局用）

3 その他

- ・ 印鑑の作成（代表印、銀行印、角印）

4 資本金の振込

発起人代表者の個人口座に振込

※ 通帳に資本金の払込者の氏名が印字されるようにする（振込で入金する）

5 登録免許税当

- | | | |
|------------------|------------------|-------------|
| ・ 定款印紙代 | 40,000 円 | （電子認証で納付不要） |
| ・ 定款認証手数料 | 50,000 円 | |
| ・ 謄本交付料 | 2,000 円 | （程度） |
| ・ 設立登記印紙代 | 150,000 円 | |
| ・ <u>設立関係手数料</u> | <u>55,000 円</u> | |
| 計 | <u>297,000 円</u> | |

6 手続きの流れ

基本事項を決め、定款を作成（3部）※電子は2部

↓

公証役場にて定款を認証（発起人印鑑証明、委任状、92,000円程度）

↓

資本金の払込み（発起人代表口座へ、払込証明の作成、ここまで印鑑を作成）

※ 振込みは定款認証後に行うこと

↓

本店を管轄する法務局に設立登記申請

（150,000円、申請日が会社設立日になる、印鑑登録も同時に行う）

↓

登記完了（印鑑カード交付申請、謄本の取得、各役所へ届け出）